

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

葛飾区監査委員

(写)

5葛監第117号

令和6年2月7日

葛飾区長 殿

葛飾区議会議長 殿

葛飾区教育委員会 殿

葛飾区監査委員 今 關 総一郎

同 反 町 直 志

同 峯 岸 良 至

同 山 本 ひろみ

令和5年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について

標記の件について、地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を提出いたします。

なお、本監査には令和5年10月11日までは工藤きくじ前監査委員及び江口ひさみ前監査委員が、同月12日以降は峯岸良至監査委員及び山本ひろみ監査委員が関与しました。

目 次

	頁
第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査実施期間	1
3 監査の対象	1
4 監査実施団体	1
5 監査の実施内容	2
6 監査の項目及び主な着眼点	2
第2 監査の結果（団体の個別的事項）	3
1 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会	3
2 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 監査対象 高砂福祉館	10
3 社会福祉法人 かがやけ福祉会 監査対象 かがやけ共同作業所	17
4 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 監査対象 子育てひろばいろは	23
5 社会福祉法人 ひかり学園 監査対象 ひかり学童保育クラブ	27
6 かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会	31
7 タイムズ24・ソーリンググループ 監査対象 葛飾区亀有南駐車場・葛飾区四つ木駐車場	36
8 公益社団法人 葛飾区シルバー人材センター 監査対象 葛飾区金町駅北口自転車駐車場他	39

第1 監査の概要

1 監査の種類

(1) 監査の名称

令和5年度財政援助団体等監査

(2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項

2 監査実施期間

令和5年9月11日（月）から令和6年2月7日（水）まで

3 監査の対象

令和4年度に区が補助金等を交付している財政援助団体及び指定管理者、8団体を監査対象とした。

(1) 財政援助団体

ア 年額5,000万円以上の補助金を交付している団体 2団体

イ 年額1,000万円以上の補助金等を交付している団体 4団体

(2) 指定管理者 2団体

4 監査実施団体（対象施設） 主管部局

【財政援助団体】

(1) 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

福祉部 福祉管理課

(2) 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

（監査対象 高砂福祉館）

福祉部 障害福祉課

(3) 社会福祉法人 かがやけ福祉会

（監査対象 かがやけ共同作業所）

福祉部 障害福祉課

(4) 特定非営利活動法人 ワーカーズユープ

（監査対象 子育てひろば いろは）

児童相談部 子ども家庭支援課

(5) 社会福祉法人 ひかり学園

（監査対象 ひかり学童保育クラブ）

教育委員会事務局 放課後支援課

(6) かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会

教育委員会事務局 生涯スポーツ課

【指定管理者】

(7) タイムズ24・ソーリングループ

（監査対象 葛飾区亀有南駐車場・葛飾区四つ木駐車場）

都市整備部 交通政策課

(8) 公益財団法人 葛飾区シルバー人材センター

(監査対象 葛飾区金町駅北口自転車駐車場ほか33か所)

都市整備部 交通政策課

5 監査の実施内容

葛飾区監査基準を準拠し、令和4年度交付分の補助事業等に係る出納、その他の事務の執行について、所管課、財政援助団体及び指定管理者から提出された関係資料等を調査するとともに、必要に応じて関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

6 監査の項目及び主な着眼点

補助金等の使途が補助目的に沿って適正に使われているか、具体的には財政援助団体等の種別ごとに以下の観点に基づき実施した。

(1) 財政援助団体に対するもの

- ア 補助金等の交付申請、請求及び受領は適切に行われているか。
- イ 補助金等は事業計画及び交付条件・目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- エ 補助金等に係る精算報告、実績報告は適正に行われているか。また、精算返還金は適正な時期に返還されているか。
- オ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
- カ 補助等の効果は十分に達せられているか。
- キ 自主財源の確保に努めているか。

(2) 指定管理者に対するもの

- ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- イ 料金収入や施設の管理に関する収支の会計処理が適切に行われているか。
- ウ 施設の管理は、協定内容に沿って適正に行われているか。
- エ 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。
- オ 事業に対する経営努力がみられるか。
- カ 決算報告書に誤りはないか。

(3) 所管課に対するもの

- ア 補助金等の額の算定、交付手続及び時期は適切か。
- イ 交付基準は合理的で統一性のあるものとなっているか。
- ウ 団体及び公の施設の指定管理者に係る指導・監督は適切に行われているか。

第2 監査の結果（団体の個別的事項）

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会

1 法人の概要

法人設立等

設立 昭和27年12月11日 法人認可 昭和37年9月28日

【法人の定款が定める目的】

葛飾区社会福祉協議会は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・手話通訳事業の受託
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・ボランティア活動の振興
- ・在宅福祉サービス事業の企画及び実施
- ・小口生活資金の貸付
- ・子育て援助活動支援事業の受託
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 監査対象の概要

(1) 監査対象

令和4年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会」を監査対象とした。

(2) 施設等

- | | |
|---------|--|
| ア 所在地 | 葛飾区堀切三丁目34番1号 |
| イ 所有関係 | 葛飾区の行政財産 |
| ウ 延床面積 | 411.888㎡
(ウェルピアかつしか4915.83㎡の1階・3階の一部) |
| エ 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 |

(3) 法人職員（令和5年3月31日現在）

理事 15人 監事 2人 評議員 40人
職員 41人（13人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

(4) 事業概要

ア 小地域福祉活動の推進

イ ボランティア・地域貢献活動の推進

ウ 地域支えあい活動の充実

エ 権利擁護審の推進

① 中核機関の運営等

② 訪問援助事業

オ 財政基盤の強化

カ 広報・啓発活動の充実

キ 福祉資金等貸付事業の推進

(5) 葛飾区社会福祉協議会の収支状況 (令和4年度)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
会費収入	14,862,000	人件費支出	335,492,884
寄附金収入	9,916,423	事業費支出	74,189,121
経常経費補助金収入	322,891,836	事務費支出	42,990,565
区補助金	290,596,757	貸付事業支出	0
運営費	193,371,919	分担金支出	446,275
事業費	83,027,785	助成金支出	73,224,940
シニア就業支援事業補助金	14,197,053		
共同募金配分金	32,295,079		
受託金収入	106,315,710		
貸付事業収入	75,000		
事業収入	11,453,110		
負担金収入	5,752,450		
基金受取利息配当金収入	13,511,705		
受取利息配当金収入	174,629		
その他の収入	2,827,140		
事業活動収入計 (1)	487,780,003	事業活動支出計 (2)	526,343,785
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)			△38,563,782
施設整備等による収支			
施設整備等補助金収入 (4)	750,000	固定資産取得支出 (5)	3,532,566
施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)			△ 2,782,566
その他の活動による収支			
投資有価証券売却収入	15,800,000	積立資産支出	15,869,718
積立資産取崩収入	42,854,413		
その他の活動収入計 (7)	58,654,413	その他の活動支出計 (8)	15,869,718
その他の活動による収支 (9) = (7) - (8)			42,784,695
当期資金収支差額合計 (10) = (3) + (6) + (9)			1,438,347
前期末支払資金残高 (11)			17,417,412
当期末支払資金残高 (12) = (10) + (11)			18,855,759

(6) 監査対象補助

葛飾区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」及び「同施行規則」に基づき、葛飾区社会福祉協議会の運営の安定化・活性化を支援するため、令和4年度に管理運営及び事業に充てる補助金を交付した。

ア 運営費（事務事業名：運営費）

(ア) 人件費 190,409,679円

(イ) 施設等管理費 2,962,240円

運営費の合計 193,371,919円

イ 事業費（事務事業名：事業費）

(ア) 高齢者食事サービス事業

「高齢者食事サービス活動助成事業実施要綱」に基づき、配食サービスを行っているボランティア団体や地域団体に対し、食材料費等を助成し、その支援を行った。

(実績) 配食サービス 5団体 実施回数 146回 延べ利用数 5,309人

(補助額) 2,530,856円

(イ) ボランティアセンター運営

「葛飾区かつしかボランティアセンター条例、同施行規則」に基づき、ボランティア活動を支援するためのボランティアセンターの業務委託及び光熱水費等の経費

(補助額) 4,257,841円

(ウ) ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業

「ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業実施要綱」に基づき、65歳以上の在宅の一人ぐらし高齢者に対し、乳酸菌飲料を毎日(土・日・祝祭日を除く)配達し、挨拶など一声かけることにより、安否確認や孤独感の解消を図るとともに、緊急時には民生委員等の協力を得て調査を行った。

(実績) 登録者 1,183人 配達本数 延274,658本 乳酸菌飲料

(補助額) 9,227,951円

(エ) 手話講習会開催事業

「手話講習会実施要領」に基づき、広く手話を周知し、聴覚障害者などに対する理解を深めるとともに、手話通訳者を育成する機会づくりのため、手話講習会を開催した。

(実績) 開催回数(昼・夜 受講者数)

手話教室 各3回(昼26人・夜30人) 入門 各24回(昼27人・夜29人)

基礎 各28回(昼9人・夜12人) 通訳I 各31回(昼14人・夜11人)

(補助額) 3,165,084円

(オ) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

「ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業運営要綱」に基づき、日常生活の利便を図るために、一定期間ホームヘルパーを派遣した。

(実績) 利用登録 5世帯 派遣時間 延268時間

(補助額) 505,861円

(カ) ハンディキャブ運行事業

「ハンディキャブ運行事業実施要綱」に基づき、運転ボランティアによるリフト付きワゴン車を運行し、身体障害者や高齢者の社会参加を支援した。

(実績) 利用登録者 62人 利用件数 388件 利用時間 818時間

(補助額) 1,391,274円

(キ) 成年後見センター事業

「葛飾区成年後見センター運営要綱」に基づき、成年後見制度について以下の総合的な取り組みをした。

(実績)

①	地域福祉権利擁護事業		65人
②	財産保全管理サービス		16人
③	法人後見の受任	21件	うち7件は法人後見監督
④	区役所出張相談		4件
⑤	専門相談		67件
⑥	利用促進協議会	2回	
⑦	検討支援会議	12回	
⑧	成年後見人等の集い	3回	延べ27人
⑨	運営委員会開催	2回	
⑩	市民後見人の養成	全5日間	受講者5人
⑪	区民向け制度講演会	5回	延べ126人
⑫	福祉関係者向け制度講演会	2回	延べ30人
⑬	障がい者のための制度講演会	2回	延べ22人
⑭	遺言・相続講演会	2回	延べ31人
⑮	任意後見制度講演会	2回	延べ34人
⑯	信託制度講演会	3回	延べ36人
⑰	相続税・贈与税講演会	2回	延べ38人
⑱	成年後見・相続・遺言無料相談会	1回	5人
⑲	市民後見NPO法人連絡会	2回	
⑳	出前講座	3回	
㉑	職員による訪問相談支援	532回	
㉒	申立経費助成	1件	
㉓	後見人報酬助成	52件	

(補助額) 46,195,385円

(ケ) 成年後見センター事業（エンディング）

「葛飾区成年後見センター運営要綱」に基づき、人生の終末期を迎えるにあたり、安心して日々の暮らしを送れるよう、講演会の開催や、エンディングノートの作成・配布を行った。

（実績）エンディングのための講演会 5回 参加者延べ 93人 出前講座 4回

エンディングノート配布 5,662部 終活相談利用件数 32件

（補助額）1,007,840円

(コ) 災害ボランティア保険助成

登録ボランティアが活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入したとき、その保険料の一部を補助した。

（実績）加入者 15人 1人200円（区補助分）

（補助額）3,000円

(シ) 法人の地域ネットワーク化事業

社会福祉法人が地域の福祉ニーズに対応した地域における公益的な取り組みの実施により地域社会へ貢献できるよう支援した。

葛飾区社会福祉法人ネットワーク 加入 33法人

地域協議会 1回

（補助額）236,626円

(ス) 地域貢献活動サポート事業

区内で活動する NPO や地域貢献活動団体、これから活動を始めたいと考えている区民等を対象に相談事業や普及啓発事業、団体の育成・支援事業等を実施した。

（実績）一般相談 16件 専門相談 11件（弁護士、税理士等によるもの）

入門講座 3回 参加者 52人 交流会 4回 参加者 延べ47人

広報誌（かつしかゴト） 隔月3,300部

メールマガジン 月1回配信 配信数 3,979人

団体支援 ロッカー貸し出し 16件 レターケース貸し出し 14件

フードバンク事業 食品寄贈 2,233.6kg 受取団体 8団体

（補助額）1,938,067円

(セ) 地区高齢者支援活動助成

高齢者福祉増進のため各地区で行われる高齢者支援活動等に対し助成を行った。

（実績）19地区 団体数215団体

（補助額）12,568,000円

事業費の合計 83,027,785円

ウ シニア就業支援事業（事務事業名：シニア就業支援事業費助成）

健康で働く意欲のあるシニア（55歳以上）の雇用を促進し、収入確保を図ることを目的に、身近な地域の無料職業紹介所（ワークスかつしか）を運営し、高齢者の就業支援を行った。

（実績）求人数1,473人

（補助額）14,197,053円

シニア就業支援事業補助金の合計 14,197,053円

以上の補助金の合計は、290,596,757円

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類、各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
(監査対象 高砂福祉館)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第一種社会福祉事業

- ・ 障害者支援施設の経営

第二種社会福祉事業 (抜粋)

- ・ 知的障害者の更生相談に応ずる事業の経営
- ・ 障害福祉サービス事業の経営
- ・ 身体障害者デイサービス事業の経営
- ・ 一般相談支援事業の経営
- ・ 特定相談支援事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和4年度に区から補助金の交付を受けた、障害者通所施設 多機能型事業所 (生活介護、就労継続支援B型)「高砂福祉館」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

利用者一人ひとりの人権と意志を尊重し、働く喜びと多くの経験を提供することによって、地域の一員として生き活きと望む生活がおくれるように支援する。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成2年10月1日 (区からの移管年月日 平成16年4月1日)
イ 所在地	葛飾区高砂五丁目10番1号
ウ 所有関係	土地及び建物は区からの無償貸付
エ 敷地面積	816.58㎡
オ 建物の構造	重量鉄骨造4階建て
カ 延床面積	1,406.46㎡

(4) 施設職員 (令和5年3月31日現在)

施設長 (管理者) 1人 主任支援員 (サービス管理責任者) 1人
事務員 2人 (1人) 支援員等 16人 (5人) 相談支援専門員 3人 (2人)
目標工賃達成指導員 1人 (1人) 職業指導員 1人 (1人)
デイサービス職員 1人 (1人) 栄養士 1人 (1人) 看護師 1人 (1人)
嘱託医 2人 (2人) 清掃員 (障害者雇用) 3人 (3人)

() 内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要 (令和5年3月31日現在)

ア 開所日 月曜日から金曜日まで (祝日・年末年始を除く)

イ 開所時間 午前9時から午後4時まで

ウ 利用者状況及び活動事業内容

① 生活介護 (きらめきグループ) 定員25人 (現員26人)

利用者状況

性別・年齢構成 (生活介護)

(単位:人)

年齢	19以下	20-24	25-29	30-34	35-39	39-44	45-49	50-54	55以上	計
男性	0	7	1	0	3	0	4	2	0	17
女性	0	1	4	0	1	0	1	0	2	9
計	0	8	5	0	4	0	5	2	2	26
割合	0.0%	30.8%	19.2%	0.0%	15.4%	0.0%	19.2%	7.7%	7.7%	100.0%

平均年齢34.9歳、最高年齢60歳、最低年齢20歳

障害の程度 (生活介護)

(単位:人)

区分	愛の手帳					合計	
	1度	2度	3度	4度	なし		
身体障害者手帳	1級	1	1	1	0	0	3
	2級	0	2	0	0	0	2
	3級	0	0	1	0	0	1
	4級	0	0	0	0	0	0
	5級	0	2	0	0	0	2
	6級	0	0	0	0	0	0
	なし	0	17	0	1	0	18
合計	1	22	2	1	0	26	

障害支援区分 (生活介護)

(単位:人)

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当	計
7	12	6	1	0	0	0	26

活動事業内容

個々のニーズに即した日中活動の提供を行う中で、生活能力の開発や、社会性への適応性を高められるよう支援し、日常生活の充実を図っている。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、新生活様式に沿った生活や活動を提供し、通所を自粛している利用者に対しても、健康状態の確認や在宅でできる運動やストレッチ等を提案するなど、誰も取り残さないための取り組みを行っている。

健康作り（機能訓練、散歩）、各種療法（音楽、理学）、リラクゼーション活動（アロマセラピー等）、生産・作業（さをり織り、紙すき、陶芸、アルミ缶回収・潰し、公園清掃等）等

② 就労継続支援B型（はばたきグループ） 定員20人（現員19人）

利用者状況

性別・年齢構成（就労継続支援B型）

（単位：人）

年齢	19以下	20-24	25-29	30-34	35-39	39-44	45-49	50-54	55以上	計
男性	0	0	2	1	0	0	3	3	4	13
女性	0	0	1	2	0	0	2	1	0	6
計	0	0	3	3	0	0	5	4	4	19
割合	0.0%	0.0%	15.8%	15.8%	0.0%	0.0%	26.3%	21.1%	21.1%	100.0%

平均年齢45.0歳、最高年齢59歳、最低年齢25歳

障害の程度（就労継続支援B型）

（単位：人）

区分	愛の手帳					合計	
	1度	2度	3度	4度	なし		
身体障害者手帳	1級	0	0	2	0	1	3
	2級	0	0	1	0	0	1
	3級	0	0	0	1	0	1
	4級	0	0	0	0	0	0
	5級	0	0	0	0	0	0
	6級	0	0	0	0	0	0
	なし	0	3	9	2	0	14
合計	0	3	12	3	1	19	

精神障害者保健福祉手帳1級 1人

障害支援区分（就労継続支援B型）

（単位：人）

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当	計
0	2	8	6	3	0	0	19

活動事業内容

作業を通じて、就労意欲及び働くことに必要な技術の提供とマナー習得に向けた助言を行うと共に、自立に向けた生活の支援を行っている。利用者それぞれの課題を明確にし、個別支援に特化するとともに、個々のニーズに沿って理学療法士による機能訓練を取り入

れている。各種作業は参加人数を定め、対面での作業は行わない等、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、新生活様式に沿った活動を提供している。

製菓製パン、喫茶運営、受注作業（お茶漬け袋詰め、タオル折り、シール貼り等）、公園清掃、就労セミナー、館内サポート（作業着の洗濯、お茶準備、作業補助等）等

就労支援

【登録状況】

葛飾区就労支援センター登録者 3人

【実績】

・相談状況

相談者 本人 215件、家族 8件

相談内容 定着支援 17件、その他 205件

・葛飾区就労支援センター斡旋による実習参加状況

葛飾区役所実習 9人（延べ9日）、自転車リサイクル工房 4人（延べ40日）、
+ c h o i c e（ぷらすちょいす） 1人（延べ10日）

・就労支援状況

現場付き添い 2件、ケース会議 1件

・葛飾区制度の利用状況

区役所実習助成金 2件

③ 指定特定相談支援

活動事業内容

将来の生活の場についての相談には、緊急度により、定期的な短期入所を提案しサポートしたり、空きのあるグループホームへの入寮に向けた見学・体験の調整を行ったりしている。地域生活支援型入所施設の利用者には、本人の意向に添うよう、関係機関と連携を取りながら、安心して暮らせる環境を共に考え、安定した生活が送れるようサポートしている。

【実績】

モニタリング（更新含まず） 95件、更新 49件、サービス担当者会議 49件、相談 36件（葛飾区災害時個別避難計画作成支援 13件、新規短期入所利用支援 4件、移動支援契約支援 4件、ほか15件）、他機関との連携 9回

④ 身体障害者デイサービス事業 各講座 定員15人程度

活動事業内容

身体障害者の方のスポーツレクリエーション及び創作的活動等、各種のサービスを提供することにより、社会参加の促進と心身の健康の増進に努めている。

【各種講座実施状況（講座名（年間実施回数・延べ参加人数））】

陶芸（A：20回・89人、B：20回・88人）、歌唱（20回・122人）、
たのしい麻雀（19回・119人）、つまみ細工（20回・65人）、
茶道（20回・63人）、初級書道（17回・43人）、はがき絵（11回・40人）、

初級パソコン（2回・6人）、

⑤ 施設地域開放

活動事業内容

【ふれあいの場】

平日の日中に施設の一部を開放しており、地域の身体障害者及び高齢者に施設を開放し、サークル活動の場を提供している。

- ・障害者団体 年間利用団体数 199、延べ参加人数 1,045人
- ・高齢者団体 年間利用団体数 148、延べ参加人数 1,160人
- ・その他 年間利用団体数 89、延べ参加人数 316人

【夜間・休日施設地域開放】

団体登録されている一般の団体に対しても、休日の終日及び平日の夜間に施設の一部を開放している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、前年度に引き続き実施していない。

エ 利用者送迎

委託業者 日立自動車交通株式会社
運行台数 リフト付きマイクロバス 1台
(運転手1人、添乗員1人)

(6) 高砂福祉館の収支状況（令和4年度）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
就労支援事業収入	11,178,451	人件費支出	116,260,600
障害福祉サービス等事業収入	190,408,552	職員給料支出	49,215,465
自立支援給付費収入	106,809,503	職員賞与支出	16,851,342
特定費用収入	2,341,913	非常勤職員給与支出	34,126,036
補助金事業収入	79,494,868	退職給付支出	2,556,650
区補助金	78,632,680	法定福利費支出	13,511,107
障害者通所施設就労支援事業補助金	2,652,000	事業費支出	13,502,792
障害者通所施設負担軽減経費補助金	2,057,745	給食費支出	3,589,114
民間障害者通所施設サービス推進費補助金	11,391,800	保健衛生費支出	32,540
重度障害者日中活動促進費補助金	4,613,303	教養娯楽費支出	545,914
障害者福祉館等施設運営補助金	33,174,573	本人支給金支出	2,246,930
屋上防水及び外壁塗装その他工事に係る補助金	24,516,459	水道光熱費支出	3,880,077
燃料費高騰対策及び物価高騰対策補助金	226,800	消耗器具備品費支出	595,819
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等	780,688	保険料支出	371,623
葛飾区社会福祉協議会地域福祉活動助成金	50,000	賃借料ほか支出	2,240,775
葛飾区中小企業勤労者福利共済会インフルエンザ予防接種費用補助金	31,500	事務費支出	54,967,593
その他の事業収入	1,762,268	福利厚生費・旅費交通費・研修研究費支出	906,906
経常経費寄付金収入	19,951	修繕費支出	26,636,368
その他の収入	171,455	業務委託費支出	23,994,371
受入研修費収入	164,845	手数料支出	716,387
雑収入	6,610	保守料支出	1,521,740
		事務消耗品費ほか支出	1,191,821
		就労支援事業支出	10,744,886
		就労支援事業販売原価支出	10,528,701
		就労支援事業販管費支出	216,185
事業活動収入計（1）	201,778,409	事業活動支出計（2）	195,475,871
事業活動資金収支差額（3）＝（1）－（2）			6,302,538
施設整備等による収支			
		固定資産取得支出	119,460
		器具及び備品取得支出	119,460
施設整備等収入計（4）	0	施設整備等支出計（5）	119,460
施設整備等資金収支差額（6）＝（4）－（5）			△ 119,460
その他の活動による収支			
積立資産取崩収入	458,850	積立資産支出	1,303,425
退職給付引当資産取崩収入	458,850	退職給付引当資産支出	869,860
		工賃変動積立資産支出	433,565
		拠点区分間繰入金支出	1,905,000
その他の活動収入計（7）	458,850	その他の活動支出計（8）	3,208,425
その他の活動資金収支差額（9）＝（7）－（8）			△ 2,749,575
当期資金収支差額合計（10）＝（3）＋（6）＋（9）			3,433,503

(7) 監査対象補助

区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」（昭和61年3月31日条例第4号）に基づき、令和4年度において、次のとおり高砂福祉館に対して補助金を交付した。

- ア 葛飾区障害者通所施設就労支援事業補助金
(事務事業名：民間通所施設就労支援事業経費)
「葛飾区障害者通所施設就労支援事業補助要綱」に基づき、就労支援を行う指導員の人件費等に対する補助金2,652,000円を交付した。
- イ 障害者通所施設負担軽減経費補助金(事務事業名：民間通所施設負担軽減経費助成)
「障害者通所施設負担軽減経費補助要綱」に基づき、利用者食費補助分として2,057,745円を交付した。
- ウ 葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助金
(事務事業名：民間通所施設サービス向上推進費助成)
「葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助要綱」に基づき、基本補助分として9,078,000円、障害者等雇用加算分として1,887,000円、第三者評価受審経費として426,800円の計11,391,800円を交付した。
- エ 葛飾区重度障害者日中活動促進費補助金(事務事業名：重度障害者日中活動促進費助成)
「葛飾区重度障害者日中活動促進費補助要綱」に基づき、利用者欠席補助分として4,613,303円を交付した。
- オ 障害者福祉館等施設運営補助金(事務事業名：元区立障害者福祉施設支援経費)
「障害者福祉館等施設運営補助要綱」に基づき、施設運営補助分として12,519,000円、通所バス運行経費補助分として10,637,826円、身体障害者デイサービス補助分として9,234,399円、地域開放補助分として783,348円の計33,174,573円を交付した。
- カ 高砂福祉館屋上防水及び外壁塗装その他工事に係る補助金
(事務事業名：元区立障害者福祉施設支援経費)
「葛飾区補助金等交付規則」に基づき、高砂福祉館の屋上防水及び外壁塗装その他工事に要した費用に対する補助金として24,516,459円を交付した。
- キ 葛飾区障害福祉サービス事業者への燃料費高騰対策及び物価高騰対策補助金
(事務事業名：障害者施設等物価高騰緊急対策費助成経費)
「葛飾区障害福祉サービス事業者への燃料費高騰対策及び物価高騰対策補助金交付要綱」に基づき、事業所の運営に要する光熱水費に対する補助金226,800円を交付した。

以上の補助金の合計額は、78,632,680円である。

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

社会福祉法人 かがやけ福祉会
(監査対象 かがやけ共同作業所)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人かがやけ福祉会（以下、「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・特定相談支援事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和4年度に区から補助金の交付を受けた生活介護事業所「かがやけ共同作業所」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

障害のある人々が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せつ又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(3) 施設概要

- ア 開設年月日 平成9年10月1日
イ 所在地 葛飾区細田三丁目5番3号
ウ 所有関係 土地は区からの無償貸付、建物は法人の自己所有
エ 敷地面積 479.95㎡
オ 建物の構造 鉄筋コンクリート造4階建て
カ 延床面積 998.85㎡

(4) 施設職員（令和5年3月31日現在）

- 施設長（管理者）1人 副施設長（サービス管理責任者）1人
生活支援員18人（3人） 看護職員1人（1人） 栄養士1人 調理員4人（4人）
事務員1人 運転職員1人（1人）
（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要 (令和5年3月31日現在)

- ア 開所日 月曜日から金曜日まで (祝日・夏季3日・年末年始を除く)
イ 開所時間 午前9時から午後4時まで
ウ 利用者状況 定員55人 (現員52人)

年齢・性別構成 (単位:人)

性別\年齢	19以下	20-29	30-39	40-49	50-59	60以上	計
男性	0	6	6	7	7	4	30
女性	0	4	2	4	10	2	22
計	0	10	8	11	17	6	52
割合	0.0%	19.2%	15.4%	21.2%	32.7%	11.5%	100.0%

障害支援区分 (単位:人)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
人数	0	1	4	12	14	21	52
割合	0.0%	1.9%	7.7%	23.1%	26.9%	40.4%	100.0%

エ 活動内容等

日常生活の課題や障害特性による四つの基礎班を編成し、以下の支援方針のもと一人一人の力を発揮できる活動・集団の場を提供している。

- ・一人一人が意欲と達成感を持てる作業を提供する。
- ・利用者の健康状態を把握し、健康や機能維持のための運動、訓練を提供する。
- ・利用者が生き生きと参加できる行事やクラブ活動等の活動を提供する。
- ・専従の栄養士の管理のもと、手作りで安全な給食を提供する。
- ・家庭や生活施設との連携を図り、快適で充実した生活が送れるよう支援する。
- ・豊かな生活が送れるよう、相談支援センターや他機関と連携し、他サービスや地域資源の利用について支援する。

(ア) 生産活動

- ・受注作業 学習教材セット、ポスティング、チラシ折り
売上実績 585,180円 (売上目標 600,000円)
- ・受託作業 公園清掃1か所、児童遊園清掃3か所
売上実績 1,755,992円 (売上目標 1,800,000円)
- ・自主製品 クッキー、花たわし、コンピューターグラフィックによるデザイン作り、

ビーズ製品、羊毛フェルト製品

売上実績 1,449,242円 (売上目標 1,000,000円)

- ・販売活動 作業所、公共施設等での飲み物やふきん、ゴミ袋の販売
売上実績 375,900円 (売上目標 800,000円)
- ・資源回収 新聞・段ボール回収 (10コース)
売上実績 395,685円 (売上目標 400,000円)

平均工賃支給額 5,378円 (月額)

(イ) 自治会活動等 (作業所内)

利用者のやりたいこと、困っていることの話し合いや利用者同士の交流を目的とした自治会活動 (役員会、全体会、クラブ活動) 等

(ウ) 行 事

コンビニ買物、夏・秋パーティー、忘年会、成人・還暦・古希のお祝い等

(エ) 給 食

利用者の性別・年齢・身体活動レベルによる食事摂取基準の算出 (献立の作成)、減量食・きざみ食・おかゆの提供、行事食 (年11回)・お楽しみ給食 (年2回) 等

(オ) 健康管理

健康診断 (年1回)、嘱託医による健診 (年4回)、看護職員による血圧測定と健康相談 (週1回)、インフルエンザ予防接種、東京都集中的抗原検査 (職員対象、週2回) 等

(カ) 家庭との連携

作業所ニュース「えいえいお一通信」(年1回)の発行、サービス提供記録による日々様子や活動内容の伝達等

(キ) 利用者送迎

送迎者乗車名簿の作成、乗車時の利用者名確認と降車後の車内確認の徹底、酒気帯び検査記録簿の作成と出勤時・退勤時の酒気帯び検査、安全運転講習等

(ク) 個別支援計画

モニタリング (年2回)、個別支援計画 (生活介護計画) の作成等

(6) かがやけ共同作業所の収支状況 (令和4年度)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
事業活動による収支			
就労支援事業収入	4,570,389	人件費支出	105,568,610
障害福祉サービス等事業収入	164,880,493	職員給料支出	54,083,632
自立支援給付費収入	116,380,224	職員賞与支出	12,134,575
利用者負担金収入	2,203,200	非常勤職員給与支出	23,382,794
補助金事業収入	46,297,069	退職給付支出	3,730,300
区補助金	45,370,710	法定福利費支出	12,237,309
障害者通所施設負担軽減経費補助金	3,106,819	事業費支出	13,376,605
民間障害者通所施設サービス推進費補助金	14,543,000	給食費支出	3,556,905
重度障害者日中活動促進費補助金	25,964,691	保健衛生費支出	1,443,134
新型コロナウイルス感染症PCR検査経費補助金	1,479,000	教養娯楽費支出	739,867
燃料費高騰対策及び物価高騰対策補助金	277,200	本人支給金支出	711,840
福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金	856,359	水道光熱費支出	2,921,125
葛飾区社会福祉協議会補助金	70,000	消耗器具備品費支出	412,664
経常経費寄附金収入	80,000	保険料支出	452,250
受取利息配当金収入	6	車両費ほか支出	3,138,820
その他の収入	2,662,810	事務費支出	20,066,134
受入研修費収入	24,000	福利厚生費・旅費交通費支出	755,523
利用者等外給食費収入	1,801,580	修繕費支出	11,278,824
雑収入	837,230	業務委託費支出	1,596,472
		保守料支出	1,521,088
		事務消耗品費ほか支出	4,914,227
		就労支援事業支出	4,525,004
		その他の支出	1,801,880
		利用者等外給食費支出	1,801,580
		雑支出	300
事業活動収入計(1)	172,193,698	事業活動支出計(2)	145,338,233
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)			26,855,465
施設整備等による収支			
		固定資産取得支出	394,460
		器具及び備品取得支出	139,700
		その他の資産取得支出	254,760
		その他の施設整備等による支出	414,153
施設整備等収入計(4)	0	施設整備等支出計(5)	808,613
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)			△ 808,613
その他の活動による収支			
積立資産取崩収入	2,304,900	積立資産支出	3,056,200
		退職給付引当資産支出	906,200
		施設整備等積立金支出	2,150,000
		拠点区分間繰入金支出	20,650,000
その他の活動収入計(7)	2,304,900	その他の活動支出計(8)	23,706,200
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)			△ 21,401,300
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)			4,645,552

(7) 監査対象補助

葛飾区は、「社会福祉法人に対する助成に関する条例」(昭和61年3月31日条例第4号)に基づき、令和4年度において、次のとおりかがやけ共同作業所に対して補助金を交付した。

ア 障害者通所施設負担軽減経費補助金(事務事業名:民間通所施設負担軽減経費助成)

「障害者通所施設負担軽減経費補助要綱」に基づき、利用者食費補助分として3,106,819円を交付した。

イ 葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助金

(事務事業名:民間通所施設サービス向上推進費助成)

「葛飾区民間障害者通所施設サービス推進費補助要綱」に基づき、基本補助分として10,727,000円、メニュー選択式加算分として3,816,000円の計14,543,000円を交付した。

ウ 葛飾区重度障害者日中活動促進費補助金(事務事業名:重度障害者日中活動促進費助成)

「葛飾区重度障害者日中活動促進費補助要綱」に基づき、重度障害者支援補助分として18,971,240円、利用者欠席補助分として6,993,451円の計25,964,691円を交付した。

エ 葛飾区新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査経費補助金

(事務事業名:障害者施設PCR検査等費用助成経費)

「葛飾区新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査経費補助要綱」に基づき、PCR検査実施経費補助分として1,479,000円を交付した。

オ 葛飾区障害福祉サービス事業者への燃料費高騰対策及び物価高騰対策補助金

(事務事業名:障害者施設等物価高騰緊急対策費助成経費)

「葛飾区障害福祉サービス事業者への燃料費高騰対策及び物価高騰対策補助金交付要綱」に基づき、事業所の運営に要する光熱水費に対する補助分として277,200円を交付した。

以上の補助金等の合計額は、45,370,710円である。

3 監査の結果

区の補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。また、帳簿その他の証拠書類は適切に整理保管されていた。

しかしながら、指摘事項には至らないものの、会計処理において改善を要する事項が見受けられたので、留意の上、今後、適正な事務処理を行われたい。

意見・要望事項

(1) 法人の経理規定では、250万円以上の随意契約(工事又は製造の請負)については、3

社以上の見積もりを徴し比較することとされているが、900万円を超える契約にもかかわらず、2社の見積もりしか徴取していなかった。

(2) 振込手数料において、職員が立て替えた分の支払漏れ(209円)や、振込元の金融機関変更によって生じた、手数料の差額分(118円)の返金処理漏れが見られた。

(3) 小口現金出納帳において、預金から小口現金を出金していたにもかかわらず、出納帳への記帳漏れの状態で支払を行っていたため、出納帳の残高にマイナスが生じていた。

(4) 前記(2)のとおり、職員が立替払を行っている事例が見られた。職員による立替払は、個人の金銭と施設の金銭が混同することとなり、会計事故の原因にもなりかねないことから、法人の経理規定に基づき、小口現金(定額資金前渡制度)の使用を徹底されたい。

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
(監査対象 子育てひろばいろは)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「法人」という。）は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、或いはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、次の特定非営利活動を行う。

- ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ・まちづくりの推進を図る活動
- ・子どもの健全教育を図る活動

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和4年度に区から補助金の交付を受けた「子育てひろばいろは」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

葛飾区子ども総合センターの子育てひろばでは、事業の円滑な実施を図り、子育て親子の福祉の向上を図ることを目的としている。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成23年7月19日
イ 所在地	葛飾区青戸四丁目15番14号（健康プラザかつしか内）
ウ 所有関係	葛飾区からの無償貸付（親子カフェ 176,160円/年）
エ 建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造5階建て
オ 延床面積	1階部分 244.39㎡（親子カフェ 7.14㎡）
カ 併設施設	葛飾区子ども総合センター、葛飾区保健所、青戸保健センター

(4) 施設職員（令和5年3月31日現在）

常勤職員4人 非常勤職員10人（うち2人清掃）（親子カフェ 非常勤職員 6人）

(5) 事業概要

ア 開所日	月曜日から土曜日まで
イ 開始時間	午前9時から午後5時まで（親子カフェ 午後10時から午後4時まで）
ウ 休業日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
エ 利用料金	無料（親子カフェ 有料）
オ 事業内容	

- (ア) 子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の提供
- (イ) 子育て親子間の交流を深める取組み等の地域支援活動
- (ウ) 子育てに不安、悩み等がある子育て親子に対する相談又は援助

(エ) 地域の子育てに関する情報の提供

(オ) 子育て親子又は子育て支援活動を行うことを希望する者等を対象とした子育てに関する講習等

(カ) 子育て家庭の親が、葛飾区子ども総合センター又は葛飾区保健所に、健診の受診、講座への参加又は第3号に規定する相談に訪れた際に利用できる一時預かり保育

(キ) 地域団体、特定非営利活動法人、子育て支援グループ、企業等との連携又は協力を受けて行う事業、イベント等

(ク) 親子カフェの運営

(6) 主な事業実績

ア 子育てひろばいろは、親子カフェアリス

(単位：人)

	開館日数	子育てひろば				親子カフェ 利用人数
		利用組数	子ども人数	おとな人数	合計	
4月	25	419	437	419	856	466
5月	23	490	503	487	990	417
6月	26	631	644	625	1,269	537
7月	25	589	608	578	1,186	499
8月	26	598	631	591	1,222	510
9月	24	679	693	651	1,344	455
10月	25	723	734	686	1,420	452
11月	24	728	747	687	1,434	509
12月	24	702	710	676	1,386	529
1月	23	735	743	713	1,456	412
2月	22	756	767	724	1,491	507
3月	26	897	922	886	1,808	584
計	293	7,947	8,139	7,723	15,862	5,877

イ 子育て等に関する相談及び援助

ひろばスタッフの対応相談

医療スタッフの対応相談 (単位：件)

相談事業 開催日	月曜日から土曜日まで 午前9時から午後5時まで	相談事業 開催日	第一週から第四週までの土曜日 午前10時から12時まで		
相談内容	健康	20	相談内容	健康	13
	家庭生活	29		家庭生活	2
	発育・発達	102		発育・発達	46
	養育不安	38		養育不安	2
	虐待	0		虐待	0
	基本的な生活習慣	87		基本的な生活習慣	84
	教育・しつけ	8		教育・しつけ	1
	保育所等の利用	61		保育所等の利用	1
	その他	19		その他	2
計	364	計	151		

相談対象年齢別内訳

(単位：人)

年齢	ひろばスタッフの対応相談		年齢	医療スタッフの対応相談	
	件数	割合		件数	割合
0歳	76	20.9%	0歳	98	64.9%
1歳	68	18.7%	1歳	12	8.0%
2歳	46	12.6%	2歳	3	2.0%
3歳～	16	4.4%	3歳～	2	1.3%
保護者自身	107	29.3%	保護者自身	0	0.0%
計	313	100.0%	計	115	100.0%

連携した機関

(単位：件)

1 子ども家庭支援課	14	5 保育所・児童館	17
2 保健所・保健センター	28	6 児童委員・民生委員	0
3 児童相談所	0	7 その他	116
4 福祉事務所	0	計	175

(7) 子育てひろばいろはの収支状況（令和4年度）

（親子カフェの売上及び食材費除く）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
事業収入	6,600	人件費	29,680,531
利用料	—	常勤職員人件費	12,744,416
自主事業（一時預かり）	3,000	非常勤職員人件費	11,483,262
自主事業（その他事業実費）	3,600	その他人件費（経理実務者等）	5,452,853
区補助金収入	31,320,000	運営費	1,839,819
子育てひろば事業運営費補助金	31,320,000	事務消耗品費	461,242
その他収入	1,827,433	教材費	222,824
法人自己負担	1,827,433	行事費（会議費）	8,111
		印刷費	76,365
		諸手数料（広報費諸会費）	19,282
		教育研修費（旅費交通費）	38,184
		外注費（講師料）	399,817
		衛生管理費（福利厚生費）	60,206
		保険料	75,083
		リース料	444,180
		廃棄物処理費	34,525
		管理費	1,633,683
		通信費	166,066
		光熱水費	1,261,757
		地代家賃	176,160
		修繕費	29,700
収入合計	33,154,033	支出合計	33,154,033

(8) 監査対象補助

葛飾区子ども総合センター内子育てひろば等運営費補助金

（事務事業費：子育てひろば等運営費助成）

区は、葛飾区子ども総合センター内子育てひろば事業運営を補助するため、「葛飾区子ども総合センター内子育てひろば事業運営費補助要綱」に基づき、法人に対し、令和4年度分として、31,320,000円を交付した。

3 監査の結果

区は、子育てひろば事業を行う法人に対し、当該事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の円滑な実施を図り、子育て親子の福祉の向上を図る目的を実現している。

意見・要望事項

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、実績報告書に添付された収支報告書の数値と会計帳簿の数値が一部一致していなかった。収支内容について精査した結果、各会計帳簿の数値の記入漏れによるものであることが確認された。非常勤職員人件費、人件費合計が2,820円増となる。このほか、軽微な記帳誤りがあった。

法人に交付する補助金の額に影響はなかったが、会計処理、事業計画書及び事業報告書の作成に当たっては、特段の注意を払い、誤りのないよう処理されたい。所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

社会福祉法人 ひかり学園
(監査対象 ひかり学童保育クラブ)

1 法人の概要

【法人の定款が定める目的】

社会福祉法人ひかり学園は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- ・ 保育所の経営
- ・ 放課後児童健全育成事業の経営

2 監査対象の概要

(1) 監査対象施設

令和4年度に葛飾区から補助金の交付を受けた「ひかり学童保育クラブ」を監査の対象とした。

(2) 施設の目的

児童福祉法に基づいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、放課後に「適切な遊び及び生活の場を提供」し、その健全な育成を図ることを目的とする。

(3) 施設概要

ア 開設年月日	平成15年4月1日
イ 所在地	葛飾区柴又六丁目19番2号
ウ 所有関係	賃貸
エ 建物の構造	木造平屋建て
オ 保育室面積	100.5㎡

(4) 施設職員（令和5年3月31日現在）

指導員 3人（1人）

（ ）内人数は非常勤を再掲

(5) 事業概要

ア 開所日・時間等

開所日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月曜日から金曜日まで	学校終了後から午後6時まで (延長) 午後7時まで
	土曜日	午前8時30分から午後6時まで (延長) 午後7時まで
	学校休業日	午前8時30分から午後6時まで (延長) 午後7時まで
休業日	日曜・祝日・年末年始 (12月29日から1月3日まで)	
対象児童	保護者の就労等により、監護が必要な児童	

イ 月別在籍児童数

(単位：人)

学 年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1 年	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	132
2 年	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
3 年	17	17	16	16	16	16	16	17	17	17	17	16	198
4年以上	15	15	16	15	14	13	13	13	13	11	11	11	160
計	60	60	60	59	58	57	57	58	58	56	56	55	694

ウ 使用料等

使用料	1 か月	4,000円
間食費	1 か月	2,000円
教材費	1 か月	300円
延長使用料	1 か月	1,000円
	1 回	500円

生活保護受給世帯等の使用料については、区立学童保育クラブと同様の減額又は免除が行われている。また、間食費においても区より助成が行われている。

(6) ひかり学童保育クラブの収支状況（令和4年度）

（単位：円）

収入の部		支出の部	
区補助金	20,545,727	人件費	13,824,429
私立学童保育事業補助金	18,358,603	間食費	750,765
放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金	1,609,624	教材費	266,807
放課後児童健全育成事業基盤整備補助金	577,500	保険料	62,770
利用者負担金収入	3,744,200	賃借料	2,924,856
使用料	2,342,000	修繕費	579,700
その他	1,402,200	消耗品費	155,487
間食費助成	186,000	光熱水費	901,340
社会福祉協議会寄付金	70,000	通信費	75,952
その他の収入	133	雑費	7,000
		他施設へ繰入	3,996,910
		その他	1,273,044
前期末支払資金残高	884,821		
収入計	25,430,881	支出計	24,819,060
		当期末支払資金残高	611,821

(7) 監査対象補助

ア 葛飾区私立学童保育事業補助金（事務事業費：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、区内の学童保育事業運営を補助するため、「葛飾区私立学童保育事業助成要綱」に基づき、上記法人が経営する学童保育クラブ全2か所に対し、令和4年度分として、35,419,994円を交付した。そのうち、18,358,603円が法人からひかり学童保育クラブに配当された。

イ 葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金

（事務事業費：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、「葛飾区放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金交付要綱」に基づき、職員の賃金改善に必要な経費に充てる補助金として1,609,624円を交付した。

ウ 放課後児童健全育成事業基盤整備補助金（事務事業費：学童保育クラブ運営助成経費）

区は、「葛飾区放課後児童健全育成事業基盤整備補助金交付要綱」に基づき、施設の安全確保等を目的に基盤の整備を行う事業に要する経費に充てる補助金として577,500円を交付した。

以上の補助金の合計額は、20,545,727円である。

3 監査の結果

区は、私立学童保育クラブに対し管理運営費等の助成を行い、入会を希望する児童の受入先を確保することで、放課後の適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る目的を実現している。

指摘事項

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかし、間食費助成について、助成対象者である12月末日退会者1名の1月から3月分までの助成金6,000円を受領したまま区へ返納していなかった。所管課の担当者に退会者情報が伝わっていなかったことが原因であった。

また、保護者負担分の使用料等（使用料・間食費・教材費）について、退会者2名（12月末日退会者1名、2月末日退会者1名）の3月分までの使用料等19,200円を徴収したまま返金していなかった。確認したところ、自動払込みの停止手を失念していたことが原因であった。その他に1名は、使用料等免除にかかる返金額を誤りさらに6,300円の返金が生じた。保護者が納付した使用料等の会計処理に当たっては、過不足が発生しない事務処理手順やチェック体制を検討されたい。所管課においても法人による適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

なお、未返納だった助成金は、令和5年11月29日付で区に戻入済みである。また、過徴収だった使用料等は、令和5年12月27日までに該当の保護者に返金済みである。

意見・要望事項

補助金の交付申請書、実績報告書、各会計帳簿及び現金収支関係書類等を確認したところ、収入の部で補助金や保護者負担分の使用料等（使用料・間食費・教材費）に、金額の誤りや戻入金額の記帳もれがあった。法人に交付する補助金の額に影響はなかったが、帳簿等の作成に当たっては、特段の注意を払い誤りのないよう処理されたい。所管課においても、法人による適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会

1 実行委員会の概要

(1) 設置

平成26年1月20日設置

(2) 設置要綱に定める目的

かつしかふれあいRUNフェスタの安全かつ円滑な開催に向け、必要な事項を審議・決定することを目的とする。

(3) 所掌事項

- ア かつしかふれあいRUNフェスタの全般的企画及び運営に関すること。
- イ かつしかふれあいRUNフェスタの予算及び決算の承認、契約の締結に関すること。
- ウ 警察署、消防署などその他関係機関や関係団体との連絡調整に関すること。
- エ 競技運営に関すること。
- オ その他、かつしかふれあいRUNフェスタの開催に必要な事項

(4) 構成

葛飾区教育長 葛飾区教育委員会事務局教育次長 葛飾区体育協会 葛飾区陸上競技協会
葛飾区スポーツ推進委員協議会 葛飾区東四つ木地区連合町会 葛飾区四つ木地区連合町会
葛飾区堀切自治町会連合会 葛飾区新小岩北地区連合町会 葛飾区新小岩地区連合自治町会
葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会 葛飾区観光協会 葛飾区商店街連合会
東京商工会議所葛飾支部 葛飾区工場団体連合会

※各団体からの選出者は合計18名以内

(5) 事務局

葛飾区教育委員会事務局生涯スポーツ課

2 監査対象の概要

(1) 監査対象事業

令和4年度に区から負担金の交付を受けて実施した「第9回かつしかふれあいRUNフェスタ2023」を監査の対象とした。

(2) 事業の目的

本イベントを通して、子どもから高齢者まで区民の誰もが参加できるスポーツの機会を提供し、スポーツ実施率の向上や健康増進に取り組むきっかけづくりとするとともに、これを契機に多世代の交流や地域の交流、さらには、区民や関係団体等との協働をより一層推し進め、スポーツによる元気なまちづくりに繋げていく。

(3) 事業運営

- ア 主催 葛飾区 葛飾区教育委員会 葛飾区陸上競技協会
- イ 主管 かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会

ウ ボランティア等

来場者管理やランナーへの給水などを行う「大会ボランティア」、コース沿道やステージにおいて楽器演奏やダンスなどの演技で応援を行う「RUNフェスタ応援隊」、協賛金や景品等による協賛により運営を支援する「協賛企業」、ランナーに対して、独自のサービスやクーポン券の使用に対応したサービスを提供する「おもてなしサービス協力店舗」を公募し、それぞれ協力、実演等を実施した。

運営に要する費用は、大会参加者からの参加費、企業からの協賛金、区負担金によるものである。

(4) 実施日時

競技：令和5年3月12日（日） 午前9時から午後2時25分まで

おもてなし協力店舗：令和5年3月10日（金）から令和5年3月19日（日）まで

(5) 会場（スタート、ゴール、イベント会場）

葛飾区堀切一丁目12番地先 堀切水辺公園

(6) 大会実施状況

ア 競技種目、参加資格、参加料及び参加者

競技種目	参加資格	参加料(一般申し込み)	参加者	(参考)
ふれあい健康 RUN (1 km、3 km)	小学生以上	1 km：1,000円 3 km：2,000円	298人 (347人)	537人 (641人)
ふれあい健康 RUN (5 km)	中学生以上	2,500円	230人 (267人)	259人 (322人)
ふれあい健康 RUN (ファミリー2 km)	年齢制限なし	1,500円/人	808人 (881人)	1,696人 (1,943人)
チャレンジ RUN (10 km)	高校生以上	4,000円	840人 (976人)	1,241人 (1,442人)
チャレンジ RUN (ハーフ)	高校生以上	5,000円	1,443人 (1,681人)	2,324人 (2,768人)

※参加者上段は出走者数、下段カッコ内の数はエントリー者数

※(参考)は、令和元年度に実施した2019(第5回)大会の出走者数及びエントリー者数

※区民先行期間(10月1日から10月21日)申し込みの場合は、各種目500円割引

イ 申込期間及び申込方法

(ア) 区民先行申し込み：令和4年10月1日から令和4年10月21日

(イ) 一般申し込み：令和4年10月22日から令和5年1月4日

それぞれ、インターネットからの申し込み

ウ ボランティア等の応募・協賛の状況

募集項目	応募資格等	応募団体	(参考)
大会ボランティア	中学生以上 (中学生は、成人以上の責任者と参加)	72名	37名
RUNフェスタ応援隊	コース沿道や、ステージ上での演技披露などを行う方	12団体	13団体
協賛企業	(ア)金銭協賛(1口10,000円)、 (イ)物品協賛(1口、金銭換算後10,000円) (参加賞、表彰物品や給水所などでの配布用飲用物) (ウ)コンテンツパートナー(テレビ放映、動画作成など広告物の作成・掲示など)	31団体 (うち金銭協賛23団体)	15団体
おもてなしサービス協力店舗	クーポン券の使用に対応したサービスなどを提供	50店舗	36店舗

※(参考)は、令和元年度に実施した2019(第5回)大会の数

エ ボランティア等の申し込み期間

令和4年8月上旬から令和4年12月2日まで募集

(7) 大会告知、競技参加者及びボランティア等募集告知

ア 広報かつしか、区ホームページへの掲載、広報掲示板によるポスター掲示

イ RUNNETホームページへの掲載

ウ 株式会社京成電鉄駅舎へのポスター掲示 など

(8) 対象事業の収支状況

(単位 円)

収入の部		支出の部	
参加料	14,306,000	消耗品費	3,424,768
区負担金	28,005,000	保険料	436,430
協賛金	2,324,730	通信運搬費	58,120
前年度からの繰越金	2,498,000	委託料	34,149,697
		手数料	1,841,065
		使用料及び賃借料	283,100
		租税公課費	21,000
		小計	40,214,180
		区負担金返還金※	4,119,050
収入の部 合計	47,133,730	支出の部 合計	44,333,230
		次年度への繰越金	2,800,500

※「かつしかふれあいRUNフェスタ負担金の交付に関する確認書」第5条第2項（負担金予算額の1割を超える残余金が生じた場合、その1割を超えた残余金を区に返還しなければならない。）に基づき返還した金額。

(9) 監査対象負担金

区は、「かつしかふれあいRUNフェスタ負担金の交付に関する確認書」（平成30年10月3日）に基づき、令和4年度において、かつしかふれあいRUNフェスタ実行委員会に対して負担金を交付した。

当初負担金交付額	28,005,000円	(A)
返還金	4,119,050円	(B)
負担金決算額	23,885,950円	(A) - (B)

4 監査の結果

区の負担金に係る出納その他の事務の執行については、交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿等を確認した結果、特に指摘する事項は見当たらず、事業の目的に沿って適切に執行されていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから競技参加申込（エントリー）者数が見込みを下回ったことから、実施に係る経費が減額となったことや、協賛金が増加したことなどにより区負担金の一部を返還することになった。

かつしかふれあいRUNフェスタは、平成27年に第1回大会を開催後、新型コロナウイルス感染

拡大の影響を受けつつもオンラインによる実施を経て、2023大会は2019（第5回）大会以来、4年ぶりのリアル開催となった。2023大会は、全国ランニング大会の中で、出場したランナーによる投票において、2019大会に続いて高評価を受けている。

今後は、競技参加者数はもとより、協賛団体やおもてなし店舗、各種運営スタッフなどの応募者を増やすことにより区負担金を抑えつつ、引き続き高評価を得られる大会開催に向けて工夫を重ねられるよう期待する。

タイムズ24・ソーリンググループ
(監査対象 葛飾区亀有南駐車場・葛飾区四つ木駐車場)

1 監査対象の概要

(1) 施設

葛飾区亀有南駐車場

葛飾区亀有三丁目26番3号 延床面積11,504.45㎡ 9階建10層 自走式

葛飾区四つ木駐車場

葛飾区四つ木一丁目6番5号 延床面積400㎡ 平置き式

(2) 指定管理者

タイムズ24・ソーリンググループ

構成団体(代表団体) タイムズ24株式会社

構成団体 株式会社ソーリン

(3) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 指定管理業務

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項、葛飾区公共駐車場条例第1条の2、葛飾区公共無人管理駐車場条例第1条の2の規定に基づき、葛飾区亀有南駐車場及び葛飾区四つ木駐車場の管理を行っている。主な業務は、次のとおりである。

ア 維持管理業務

機器保守管理、修繕業務、清掃業務、巡回業務、集金業務等

イ 運営業務

利用者対応、苦情処理業務、危機管理及び警備業務、利用促進業務等

(5) 所管課

都市整備部交通政策課

2 管理運用状況の概要(令和4年度)

亀有南駐車場利用状況

自動車

一時利用	203,627件	123,933,010円
定期利用	2,383件	43,087,333円
計	206,010件	167,020,343円

二輪車

一時利用	20,521件	4,630,270円
定期利用	164件	1,657,900円
計	20,685件	6,288,170円

四つ木駐車場利用状況

自動車

一時利用	3,709件	2,108,800円
定期利用	82件	1,377,567円
計	3,791件	3,486,367円

3 指定管理料等の支払

(1) 指定管理料等

指定管理者は、利用料金収入から管理運営経費を支出しており、区と各年度の事業実施に先立ち協議し決定した利用料金の「収入基準額」と管理運営経費に相当する「支出基準額」に基づき、年度協定書にて利用料金制の導入に伴い発生する納付金（以下、納付金という。）を区に納付することとしている。

また、各年度の終了時点において収入額から支出額を差し引いた金額が、納付金を上回った場合は、当該上回った金額の60%を当初定めた金額に加算して区に納付するものとし、収入額が収入基準額を下回った場合及び支出額が支出基準額を上回った場合においても、当初定めた納付金額は変更しないとしている。

令和4年度

収入基準額	144,473,000円
支出基準額	56,937,000円
年度当初決定納付金額	87,536,000円
加算納付金額	8,980,163円
区への納付金額	96,516,163円

(2) 還元額

利用料金収益還元分

(単位：円)

利用料金収益見込総額	(A)	87,536,000
利用料金収益総額	(a)	102,502,938
見込額と実績額の差額 [(a) - (A)]	(ア)	14,966,938
利用料金収益の区への還元額 [(ア) × 還元率 (60%)]		8,980,163

4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。

公益社団法人 葛飾区シルバー人材センター
(監査対象 葛飾区金町駅北口自転車駐車場他)

1 監査対象の概要

(1) 施設 (全34箇所)

金町駅北口自転車駐車場、四つ木高架下自転車駐車場、新小岩駅北口自転車駐車場、西井堀第一自転車駐車場、西井堀第二自転車駐車場、西井堀第三自転車駐車場、新小岩東自転車駐車場、西井堀第四自転車駐車場、金町高架下自転車駐車場、西井堀せせらぎパーク自転車駐車場、金町南自転車駐車場、新小岩駅南口自転車駐車場、立石北第一自転車駐車場、立石北第二自転車駐車場、お花茶屋西自転車駐車場、立石北第三自転車駐車場、お花茶屋地下自転車駐車場、お花茶屋南自転車駐車場、新小岩南第一自転車駐車場、新小岩南第二自転車駐車場、堀切北第一自転車駐車場、堀切北第二自転車駐車場、立石南第一自転車駐車場、堀切南第一自転車駐車場、青戸北第一自転車駐車場、青戸高架下第一自転車駐車場、青戸南第一自転車駐車場、新柴又高架下第一自転車駐車場、新柴又高架下第二自転車駐車場、新小岩東北自転車駐車場、東金町一丁目自転車駐車場、東金町二丁目自転車駐車場、新小岩西自転車駐車場及び環七青砥橋下自転車駐車場

(2) 指定管理者

公益社団法人葛飾区シルバー人材センター

(3) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 指定管理業務

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項、葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例第2条の2の規定に基づき、葛飾区金町駅北口自転車駐車場他の管理を行っている。

主な業務は、次のとおりである。

ア 基礎的管理業務

業務の運営方針の策定とその管理業務、スタッフの育成と管理等

イ 維持管理業務

自転車駐車場機器保守管理及び備品等管理業務、修繕業務、清掃業務等

ウ 運営業務

運営業務、ヘルプデスク業務、危機管理及び警備業務、利用促進業務等

(5) 所管課

都市整備部交通政策課

2 管理運用状況の概要

駐車場利用状況 (令和4年度)

一時利用者数 1,622,050件 定期契約者数 15,936件

3 指定管理料等の支払

(1) 指定管理料等

指定管理者は区と各年度の事業実施に先立ち協議し決定した利用料金の収入基準額と管理運営経費に相当する支出基準額に基づき、あらかじめ定めた金額を区に納付することとしている。

また、各年度の終了時点において収入額から支出額を差し引いた金額があらかじめ定めた納付金額を上回った場合は、当該上回った金額の全額を区に納付することとしている。

令和4年度

収入基準額	448,750,000円
支出基準額	448,550,000円
年度当初決定納付金額	200,000円

(2) 補填

新型コロナウイルス感染症の流行を契機とするリモートワーク等新たな生活様式の影響により、予定していた自転車駐車場利用料収入が下回り、目標とする収支の基準額に到達しなかったため、基本協定書第44条に基づき協議をした結果、区への還元はなく、支出超過分については区が負担することとし、42,599,152円を指定管理者に補填した。

また、年度当初決定納付金額は令和4年度協定書第5条第3項に基づき0円に変更した。

(単位：円)

収入額	(A)	428,629,395
支出額	(B)	471,228,547
収益額	(C) [(A) - (B)]	△42,599,152
利用料金収益の区への還元額		0

4 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、基本協定書、年度協定書、業務報告書、会計帳簿等の関係書類を確認した結果、指摘すべき事項は見当たらなかった。